

# 市川市 客引き行為等禁止条例



市川市客引き行為等禁止条例が、令和3年9月1日施行されました  
居酒屋・カラオケ等<sup>※1</sup>の客引き行為等<sup>※2</sup>を禁止します

※1 性風俗・接待飲食店等の客引き行為等については、千葉県「迷惑防止条例」において禁止されています。

※2 公共の場所において、相手方を特定して客となるように誘う行為です。不特定の者へのティッシュ配りや宗教勧誘は対象外です。

令和3年12月1日より、特定地区において罰則規定の対象となります



措置命令に従わない場合 ...

氏名等の公表

5万円の過料

※ 行為をした者に加えて、その行為をさせた店舗等に対しても過料が科されます。

詳細はこちら



市川市

後援：市川・行徳警察署 / 市川・行徳防犯協会

# 市川市 客引き行為等禁止条例 特定地区



連絡先

市川市 市民部 市民安全課  
TEL: 047-334-1129 FAX: 047-336-8073